

茨城県土木部が発注する業務・工事におけるオンライン電子納品試行要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、電子納品の運用の効率化を目的として、電子成果品の電子媒体による納品に替えて、受注者がインターネット上でウェブブラウザを用いて電子成果品を登録することで納品を行う運用（以下、「オンライン電子納品」という。）の試行について、必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 オンライン電子納品は、茨城県電子納品ガイドラインにおいて電子納品の対象としているもののうち、発注者が指定する業務・工事を対象とする。なお、既に発注済み（契約済みを含む）の業務・工事については、受発注者の協議により対象にすることができるものとする。

（実施手続）

第3条 対象業務・工事は、特記仕様書にオンライン電子納品の対象である旨を明示する。

（利用システム）

第4条 オンライン電子納品は、（一社）社会基盤情報流通推進協議会の運営するシステム「My City Construction」（以下、「オンライン電子納品システム」という。）により実施する。
参考 URL : <https://mycityconstruction.jp>

（適用）

第5条 オンライン電子納品を実施する場合、「茨城県電子納品ガイドライン」に規定する製本の納品は不要とする。なお、業務・工事の成果品について、電子納品媒体（CD-R）1部の納品及びオンライン電子納品での納品を標準とする。

（積算の取り扱い）

第6条 オンライン電子納品システムの登録に要する費用は、下記のとおりとする。

- （1）業務：茨城県積算基準及び標準歩掛（計画・調査編）に基づく「印刷製本費」に含まれるものとする。
- （2）工事：茨城県積算基準及び標準歩掛（土木編 1/2）に基づく「共通仮設費（技術管理費）」に含まれるものとする。

附則

この試行要領は、令和4年11月22日から施行する。